

税の川口通信

年末調整について

年末調整とは

年末の税務と言えば年末調整を思い浮かべる方が多いと思われます。一般に給与所得者は、一つの勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。このような人について、その年分の所得税の確定手続きを勤務先が行う事が年末調整です。

年末調整をする理由

給与の支払者は、毎月の給与の支払時に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収した税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与と賞与の総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが

通常です。

この一致しない理由は、納税者個人によって異なりますが3点ほどあげられます。

- ①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年の途中で給与の額に変動があること、また賞与の支給があること。
- ②年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合でも、その異動後の給与支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと。
- ③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること。

このような不一致を精算するために、一年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

年末調整の対象となる人

年末調整の対象となるのは、年末まで会社に在籍している人です。ただし、

12月に支給されるべき給与等の支払い後に退職した人や死亡退職した人、心身の障害で退職後再就職できない人などは、年末に在籍していないくても年末調整の対象になります。

また、年間の給与収入が2,000万円を超える人、2か所以上から給与の支払を受けている人は年末調整はできません。納税者本人が確定申告する必要があるあります。

なお、年末調整をするためには、給与所得者の扶養控除等申告書を提出していることが条件になります。給与所得者の扶養控除等申告書は、扶養控除などの諸控除を受けるために必要になる書類です。

各種控除額の確認書類

年末調整を受けるに当たっては、各種控除申告書に基づいて各種の控除額を確定しますので納税者は各種申告書を記載して給与の支払者に提出する必要があります。

・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)

従業員が年末調整において配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除などを受けるために必要な書類です。マル扶を提出しないと年末調整が受けられないので、配偶者や扶養親族がいない人なども含め、年末調整の対象になる人は全員提出しなければなりません。

・保険料控除申告書(マル保)

従業員が年末調整において生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除を受けるために必要な書類です。

・配偶者特別控除申告書(マル配)

従業員が年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除を受けるために必要となる書類です。マル配だけでは配偶者の所得等の状況がわからないため、マル配も合わせて記入してもらう必要があります。

・住宅借入金等特別控除申告書

年末調整において住宅ローン控除を受ける従業員が提出する書類です。住宅ローン控除を受ける場合、初年度については確定申告が必要ですが、2年目以降は年末調整により控除が受けられます。

まとめ

「年末調整、記載書類手間だな」「会社で計算するだけだから全部やってくれよ」などと思う人もいます。だが、扶養親族の漏れや年齢に間違いがあると特定扶養親族、老人扶養親族などの優遇が受けられなくなります。また、生命保険料も申告書を提出しないと控除されず、結果として税金を多く納めることとなります。年末調整は、税金とは縁遠い人が税に関わる数少ない機会なので税に対する知識を深めていただきたい。



鈴木英男税理士事務所
税理士 鈴木予史孝